との連携を図る観点から、観光圏整備事業に関連する社会資本整備等の事業主体及び管理主体についても、協議会構成員又はオブザーバーとして参画を求めることが期待される。さらに、文化財の保存・活用との連携を図る観点から、関係地方公共団体の教育委員会並びに文化財の所有者及び管理者についても、協議会構成員又はオブザーバーとして参画を求めることが期待される。

また、協議会における運営の透明性、公平性、実行性及び効率性を確保する観点から、協議会における協議事項、意思決定の方法、協議結果の公表方法、会計の取扱い等に係る規約を定め、適切に協議会を運営することが必要である。

さらに、地域関係者の負担軽減と効率化、計画の整合性を図るため、エコツーリズム推進協議会や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく協議会等の地域づくりのための同様の協議会を設置する場合には、合同で開催したり、部会制とする等の連携を図ることが期待される。

なお、地域において、観光圏における外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、観光圏の観光魅力を海外に発信するとともに、当該観光圏向けの魅力的な旅行商品の造成を支援する事業等を実施するに当たっては、独立行政法人国際観光振興機構が行う地方への外国人観光旅客の来訪の促進に関する取組と連携を図ることが期待される。

七　（略）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及びコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第十条第十四号イの規定に基づき、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
（地盤面上設置の場合における施設に対する水平距離等）			
第十二条の七　コンビナート等保安規則第十条第十四号イ（同条第二十一号において準用する場合を含む。）の経済産業大臣が定める施設は、次の表の上欄に掲げる施設とし、同号の経済産業大臣が定める水平距離は、同表の上欄に掲げる施設の種類に応じ、可燃性ガスの導管にあつては同表の中欄に掲げる距離以上の距離、毒性ガスの導管にあつては同表の下欄に掲げる距離以上の距離とする。			
施設	可燃性ガス	毒性ガス	
一～三　［略］	［略］	［略］	
四　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四	四十五メートル	七十二メートル	

改正前			
（地盤面上設置の場合における施設に対する水平距離等）			
第十二条の七　コンビナート等保安規則第十条第十四号イ（同条第二十一号において準用する場合を含む。）の経済産業大臣が定める施設は、次の表の上欄に掲げる施設とし、同号の経済産業大臣が定める水平距離は、同表の上欄に掲げる施設の種類に応じ、可燃性ガスの導管にあつては同表の中欄に掲げる距離以上の距離、毒性ガスの導管にあつては同表の下欄に掲げる距離以上の距離とする。			
施設	可燃性ガス	毒性ガス	
一～三　［略］	［略］	［略］	
四　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四	四十五メートル	七十二メートル	